

検証結果の報告書提出

林業振興課 ☎0824・73・1130

市 は、(株)ジュオンとの間で平成19年3月8日、「木質バイオマス関連事業の推進に関する協定書」を締結し、木質チップボイラー整備、エタノール実証実験、プラント整備の3つの事業を国の交付金を受けて推進し、(株)ジュオンやその関連会社のグリーンケミカル(株)に対し補助金計約5億円を交付しました。

平成22年11月に、プラント整備の実施主体であるグリーンケミカル(株)の関連会社である(株)ジュオンが営業停止し、その後、(株)ジュオンと子会社の(株)コスモエースが破産申立をして、グリーンケミカル(株)のプラント事業も停止しました。

また、平成23年末に、グリーンケミカル(株)の補助金不正受給疑惑が報道され、市が不正の事実を確認、告訴し、刑事事件に発展しました。

そうした中、市は平成24年2月に「庄原市木質バイオマス関連事業検証委員会」を設置。市の事務手続きについて委員による検証が行われ、本年3月28日に溝手康史委員長から検証結果報告書が提出されました。報告書の概要は次のとおりです。

■検証結果報告書の概要

はじめに

○事務手続きの検証の観点

行政における事務手続きは、法律、条例、要綱、規則等に基づいて行われるが、事務手続きの細部を法令等の規定で規律することは不可能で、法令や職務上の知識等に基づき判断しながら手続きを進めていくことになるが、個々の問題について組織が判断する過程が必ず存在する。この判断は裁量的な判断といえども、法令等の趣旨に基づいて行わなければならない。

この事業に関しては、さまざまな事務手続き上の問題が生じていた。そのような問題を単に事務手続き上の問題にとどめるのではなく、さまざまな問題を集約し、事業の全体的な観点から総合的に評価して、政策決定に反映させることが必要である。

市の木質バイオマス関連事業が関係する問題は事務手続きに限られず、政策上の問題、市の行政組織の問題、補助金制度のあり方の問題、議会を含めた公金支出のチェック体制の問題などさまざまな問題を含んでいる。委員会の

検証対象は「事務手続」であるが、政策決定や行政組織の問題についても若干触れた。事務手続きを超える問題について今後、さらなる検証が望まれる。

検証のまとめ

(1) 交付金の活用を決める事務手続き

① 公金による事業開始の決定

民間事業者が実施主体となる場合、信頼できるものであるかどうかを確認して判断する必要があるが、結果から言えば(株)ジュオンやグリーンケミカル(株)は、信頼できる民間事業者ではなかった。早い段階で見抜き、損害を最小限にとどめるべきであった。

② 事業成果の実効性の確保

補助の目的の達成は、施設の完成だけでなく、施設の活用による目標等が達成されることである。民間事業者は事業がうまくいくという宣伝や説明をし、不利な情報をなかなか出さないため、交付金の活用を決定する段階では、その見込みを確認することが求められる。開示される情報だけでなく、市が自らの権限を行使して情報を収集した上で検討し、実施主体の事業遂行能力の有無の判断を行う必要があった。

(2) 交付金の採択に向けた事務手続き

○計画の審査

市の事業計画審査は、形式的な書類が一応提出されれば手続きを進めるというものであり、専門的な知識に基づいた内容の審査という点では不十分

考えられる。

市は実施主体を指導したが、(株)ジュオンやグリーンケミカル(株)任せで処理しており、判断等の事後追認や形式的な検査となってしまう。

② 事業内容の変更の承認

事業計画の変更原因や問題点を十分確認していれば、実施主体の事業遂行能力や適格性の欠如が、早い段階で明らかになった可能性がある。また、エタノール実証実験とプラント整備が並行して進んだ点も、エタノール実証実験を補助事業の対象とする必要性が希薄であったと考えられる。

③ 財産処分承認

市は、実施主体が事業資金調達の方策として、補助事業で整備した機器の財産処分を承認しているが、確実な達成が見込める収支計画や資金計画を基にした、財産処分の承認の判断が必要であった。

(4) 実績を審査するための事務手続

○実績の審査

交付金は、目標が達成されない場合や不正があった場合は、額の確定後でも交付決定の取消し、返還のリスクを伴う。また、複数年に渡る事業の場合、事業の中断や中止が難しくなることから、市として慎重な審査が必要であった。

整備した機器や微粉砕装置における機器の種類と価格が適正かどうかの審査に不十分な面があったために、補助

金の不正受給事件が発生した。

市は、専門的知識を有する第三者の意見を求めるなどして、整備した機器について適切な判断をする必要があった。

(5) 組織としての意思決定過程の問題

① リスクマネジメント

本事業には、実施主体、資金、技術、販路等さまざまなリスクが存在するため、市の組織としての意思決定過程でリスクマネジメントが求められた。

個々の課題に対応する過程で認識されたリスクについて組織で議論されることなく、事業の分岐点や転換期における意思決定を行う過程において、組織としてのリスクマネジメントが欠如していた。このため、市は、実施主体である(株)ジュオンやグリーンケミカル(株)の資金調達能力の低さ、経営状況の悪化、技術力がないことなどを示すサインを軽視することになった。

「木質バイオマス事業の推進」は政策決定であって、事務手続きの問題ではない。しかし、事務手続きの過程で生じた問題を市の政策決定にフィードバックし、政策内容を修正、変更するシステムのあることが、適正な政策決定の実現につながる。この事業が抱えるリスクを適切に評価、判断できる事務手続きがあれば、(株)ジュオン等の「倒産」の前に早い段階で事業を中止することが可能であった。

② チェック体制

市が事業の計画や実績の審査を行い、組織として交付決定等の意思決定を行うに当たり、チェック体制の確かな運用が求められた。

しかし、専門性の求められた技術面等における計画の審査や検査については、市の担当部署での対応には限界があったと考えられる。そのため、実施主体に任せきりになったことや、専門的な第三者機関の活用が図られなかったことなどから、形式的な審査や検査による意思決定となってしまうと考えられる。

また、事業を推進する部署とは別に、補助金や市の予算を支出する部門における事業内容のチェックができるような体制が望まれる。

おわりに

当委員会では、3事業の事務手続きについて事実確認を行い、実施主体による不正行為が行われたことをはじめとして、事業中断後に判明した問題点等を踏まえた上で検証し、事務手続きがどのように行われるべきであったかを中心に指摘を行った。

そこから、市の組織としての意思決定過程におけるリスクマネジメントや、チェック体制の問題が明らかに

なった。今後、不正を許さず適正な事務手続きを行う組織とするためには、単にこの検証で指摘を行った個別の事務手続きの問題として捉えるのではなく、意

思決定過程における問題を含めた組織全体の問題として捉え、課題を把握し解決することが必要であると考え

■今後の対応について

市 はこの検証結果報告書を受けて、リスクマネジメント、チェック体制の構築に向けて内部および学識経験者により検討を行い、今後の行政運営に生かしていきま

す。なお、報告書の全文は、ホームページに掲載の「庄原市木質バイオマス関連事業検証委員会検証結果の公表について」をご覧ください。



グリーンケミカル(株)社屋・工場